

三木町物品購入等契約規則第 29 条第 3 項第 2 号に基づき、以下のとおり公表する。

契約内容	契約の相手方の選定基準及び決定方法	契約の申込方法
令和 7 年度高齢者保健福祉サービス等周知用チラシ印積業務	【契約の相手方の選定基準及び決定方法】 (1)障害者総合支援法第 5 条第 11 講に規定する障害者支援施設であること (2)業務を履行する能力を有すること (3)見積金額が予定価格の範囲内であること 【決定方法】 (1)及び(2)の選定基準を満たし、かつそのものの見積額が(3)の要件を満たしていること	単独随意契約

三木町地域包括支援センター
担当：三上
〒761-0692
香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地
TEL 087-891-3321
FAX 087-898-1994